

第七回国会 運輸委員會議録第三十四号

昭和二十五年四月二十九日(土曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 稲田 直道君

理事 岡村 利右衛門君 理事 關谷 勝利君

理事 木下 榮君 理事 米窪 満亮君

理事 林 百郎君

岡田 五郎君 尾崎 末吉君

尾崎 義一君 黒澤富次郎君

坪内 八郎君 島山 鶴吉君

清藤 唯七君 飯出 義茂君

石野 久男君

出席國務大臣

運輸大臣 大屋 晋三君

出席政府委員

運輸事務官 荒木茂久二君

(大臣官房長)

運輸事務官 岡田 修一君

(海運局長)

運輸事務官 足羽 則之君

(鐵道監督局長)

運輸技官 後藤 憲一君

(港務局長)

委員外の出席者

専門員 岩村 夢君

専門員 堀 正威君

四月二十九日

委員川本末治君辞任につき、その補欠

として黒澤富次郎君が議長の名指で委

員に選任された。

本日の會議に付した事件

小委員の補欠選任に関する件

港灣法案(内閣提出第一八七号)

運輸省設置法及び日本国有鐵道法の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一九〇号)

親光小委員長より報告聴取

○關谷委員長代理 これより運輸委員

會を開会いたします。

本日の議事に入ります前に、お諮り

いたします。昨日、黒澤富次郎君が委

員を辞任されましたので、親光小委員

が一名欠員になりましたが、同君が再

び本日運輸委員に選任せられましたの

で、同君を親光小委員に任命いたした

いと存じますが、御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○關谷委員長代理 御異議ないものと

認めましてさよう決定いたします。

○關谷委員長代理 これより昨二十八

日、本委員会に付託になりました運輸

省設置法及び日本国有鐵道法の一部を

改正する法律案を議題として審査に入

ります。まず本案の趣旨につきまして

政府の説明を求めます。荒木官房長。

運輸省設置法及び日本国有鐵道法

の一部を改正する法律案

運輸省設置法及び日本国有鐵道

法の一部を改正する法律

第一條 運輸省設置法(昭和二十四年

法律第五十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第九條第三項を同條第五項とし、

同條第二項を同條第四項とし、同條

第一項の次に次の二項を加える。

2 委員の任期が満了し、又は欠員

を生じた場合において、国会の閉

會又は衆議院の解散のために、委

員の任命について兩議院の同意を

得ることができないときは、内閣

總理大臣は、前項の規定にかかわ

らず、兩議院の同意を得ないで、

委員の任命を行うことができる。

3 内閣總理大臣は、前項の規定に

より委員を任命したときは、任命

の後最初に召集される国会におい

て、当該委員の任命について、兩

議院の承認を求めなければならない

い。兩議院の承認が得られなかつ

たときは、内閣總理大臣は、第十

一條の規定にかかわらず、当該委

員を遅滞なく罷免しなければならない

い。

第三條 日本国有鐵道法(昭和二十三

年法律第二百五十六号)の一部を次

のように改正する。

第十二條第三項を同條第四項とし、

同條第一項の次に次の二項を加え

る。

2 委員の任期が満了し、又は欠員

を生じた場合において、国会の閉

會又は衆議院の解散のために、委

員の任命について兩議院の同意を

得ることができないときは、内閣

總理大臣は、前項の規定にかかわら

ず、兩議院の同意を得ないで、兩

議院の同意を得ないで、委員の任

命を行うことができる。

3 内閣は、前項の規定により委員

を任命したときは、任命の後最初

に召集される国会において、当該

委員の任命について、兩議院の承

認を求めなければならない。兩議

院の承認が得られなかつたとき

は、内閣は、第十四條の規定にか

かわらず、当該委員を遅滞なく罷免

しなければならない。

附則

この法律は公布の日から施行する。

○荒木政府委員 運輸省設置法及び日

本国有鐵道法の一部を改正する理由に

ついて御説明申し上げます。

運輸審議会及び日本国有鐵道の監理

委員会の委員の任命については、運輸

省設置法及び日本国有鐵道法の規定に

より、それ／＼兩議院の同意を得るこ

とになつてゐるのであります。国会

閉會中任期が満了し、または欠員を生

じて、その後任者を任命する必要があ

る場合において、任命権者が便宜任命

を行い、その後最初に召集される国会

において承認を求め、承認が得られな

かつたときは、任命権者は、当該委員

を遅滞なく罷免することを規定するた

め、兩法律に所要の改正をするので

あります。

なお運輸審議会及び監理委員会の委

員は、いわゆる任期を異にする段階任

用制により任命されているため、運輸

審議会は二名の委員が、また監理委員

會は一名の委員が、それ／＼来る六月

に任期が満了するので、その後任者を

任命する必要があるのであります。

以上、この法律案の提案理由につ

いて申し上げましたが、何とぞ慎重御審

議の上、すみやかに御可決あらんこと

を御願ひ申し上げます。

○關谷委員長代理 本案に対する質疑

はしばらく留保いたしましたして、港灣法

案を議題としたし、前日に引続き質疑

を行います。質疑の通告があります。

これを許します。林百郎君。

○林(百)委員 私は簡単に三點ほどお

聞きたいと思ひます。この港灣法で

ありますが、これはわれ／＼常識的に

考えまして実は私は港灣のことによく

わからないのですが、こうした港灣の

ような國家的な施設を國家的な統制の

わくから、國家的な支配力からばら

ばらに離して、地方公共団体へこれ

まかせるといふことは、日本の國の國

情から言つて、どうしてもさういふこ

とをしなければならぬのかどうか。

これはやはり日本の國情の必要からや

むを得ずさうやつてゐるのか、あるい

はさうでないのか。この法案を立法す

るに至つた根本的な必要性はどこにあ

るのかといふことを、まずお聞きした

いと思ひます。

○後藤政府委員 港灣に対するお考え

が、國情からして國が統制すべきであ

つて、公共団体にまかすべきでない

いふようなお考えでありますけれど

も、港灣を發生的に考えますと、やは

り港を持ちます公共団体というもの

は、最初ごく小さな漁船の出入りか

ら、逐次一般船舶が入るようになつ

て、その間の施設を管々と辛苦して築

造し發展する。さうしてその發展はい

ずれもみな經濟的理由において發表し

て来たのであります。それがまたた

だちに公共団体それ自身の繁榮にも直

接の關係を持つものでありますから、

公共団体に自治的にこの繁榮を全面的

にまかすことは、さういふことでは

ないと思ひます。

にまかせて、国としては大きな国家的に沿う程度のさしずをして十分にやつて行くその方が単に国家的目的というところだけからひもを引いてさしずするよりも、港の繁栄に実際にそぐうという点から、こういう大幅な地方自治を与える法案を出したわけでありま

す。
○林(百)委員 これは港務局長も御存じだと思いますが、港務の施設に対する費用とか、あるいはそれを改善し修築するための費用というものは、非常に膨大なものであります。御存じの通りに今あらゆる港務はまったく荒廃に帰しているの、むしろこの際大きな国家的の援助をもつてこれを修築しない限り、日本の港務は実に憂心すべきものがあると思ふ。そういう際に、非常に財政力の乏しい地方に、この港務の一切の責任を重点的にまかせてしまふというところが、日本の現在の国情から言つて必要かどうか。むしろ戦争中、終戦後、非常に手が抜かれて、台風やその他によつて、たとえは横浜港のごときもそうでありましたが、まったく荒廃に帰している際は、むしろ国家がこれに十分手を伸ばして修築し、改良し、港務としての体裁を整える責任もあり、また実力も国家があるものであります。そういう際に国家がわざわざ地方自治あるいは地方にこの責任を分担させてしまふ。それで港をばらばらに国家的な統制から解いてしまふということ、私はどうしてもわからないので、実際あなた方は日本の国策から言つて、日本政府の案案から言つて、どうしても港務行政についてはこうしなければならぬということから始まつたのかどうか、もう一度その点をお伺いしたいと思います。

○後藤政府委員 日本のように多くの港務を持たざるを得ない状況にあります国柄といたしましては、国の費用をもつてやるというよりも、やはりそこに力の限度がある。現に一千億以上の災害を受けております。これは公共事業全般ではあります。それに對してわずかな費用しか年々支出できないというふうな事態にあるわけであります。それよりも、同じことが港務についてもやはり言われまして、全国で四千近い港務、そのうち特に重要なものが百近くあります。それらのものを費用をもつて、あるいは国が大部分の費用をもつてというふうな考え方をもつては、どうしてもほんとうの港務の機能を發揮する開発というものは遅れるし、また創意の加つた特徴のある港務を産出させることはできない。むしろおの／＼の港務を生命とし、その港務によつて生きておる人たちが、その創意によつて動いて行く。それに対して国といたしましてはできるだけの財政的な援助をし、またその他の面におきましても助成するといふ立場に立つた方が、港務の成長をして順調ならしめるといふ信念のもとに、この法案の草案に着手したわけであります。

○林(百)委員 後藤局長の答弁の中にもあるように、一千億の費用なくしては、港務らしい港務に復元することができない。国家ですら十分な回復の手を伸ばすことができないという際、その港務で利益を得ておる立場があるのだから、その立場で十分やつたらいではないかというところは、これはむしろ国家が負うべき責任を回避することになる。もちろんその強いヒンターランドを持つておる港務は別として、ほとんどその他の地方港務のごときは、この法案によつてますます荒廃に帰してしまふと思ふのであります。港務の性格から言つても、港務といふのはその国の一つの象徴だと思ふのです。その港に入つて来れば、その国の威儀が象徴されておる。これは一家のうちの表玄関だと思ふ。表玄関を国が手をまわさなくて、その地方でかつてにやつたらいいじゃないかということ、私は、私はどうしても日本の国の従来の港務行政の建前、またわれ／＼の日本のもの考え方から言つて、これは考えられないことだと思ふ。やはりどこから、こうしたらどうかというふうな意見でもあつて、それをやむを得ずのんであるのだが、やむを得ずのむというわけに行かないから、もつともらしい理由を後藤局長さんが一生懸命にわれ／＼に言つておるのだというふうにも思われるのであります。そこでその根本論はその程度にいたしまして、一体この港務法によつて、地方公共団体としては幾らの予算を今中央から補助してもらいたいという要求が出ておるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○後藤政府委員 さいせん申し上げましたことについて、ちよつと誤解があるようですから申し上げておきます。港、農業、その他公共事業全般の災害費の総額が、その程度になつておるといふことを申し上げたわけであります。その点は訂正申し上げておきます。港務に対する地方の要望は年々参りますが、これはやはり予算編成のいわ

ば技術的の面もありまして、当初の要求は相当数量が大きいので、毎年予算編成までに集まります各地の要望の工事費を総括いたしますと、二十五年の予算編成の際に集まりましたのは、約二百八十億程度の要望があつたわけであります。しかしながらさういふのはおの／＼が一気にやるとか、あるいはまた過大な計画をするとかいふ点があります。逐次各港との間の話し合いを続け、それらを査定して参るようなわけでありまして、要求そのものがただちに妥当な数字であるとは考へるわけに行かないと思ひます。

○林(百)委員 後藤局長の話から聞いても、いろいろ今までの日本の港務が受けていた被害のこまかいことを言われたらうであります。一千億程度もあるという場合には、せめて中央から二百八十億程度の援助をしてもらいたいというの、私は決して地方からの要求がむりでないと思ひますが、この二百八十億の地方からの要求のどこにむりがありますか。

○後藤政府委員 その一千億という内容は、今申し上げましたように、公共事業費総体に対する災害の額を申し上げただけでもつて、一千億と二百八十億との間には関連はございません。二百八十億というの、二十五年の当初に、各地方からおの／＼が見立てました、本年の程度をやりたいという要望の数字の集計なのであります。○林(百)委員 私は信州の山の奥で、港のことはよくわからぬのですが、実は横浜の港を見ましても、台風で防波堤なんか全部くずれている。横浜、神戸あたりなら、港の附近に大きな町が

あつて、財政的な負担に耐えられなくても、そのほかの港務は、国家的な補助の手から切り離されて、お前たち地方の自主性によつてこれをまかなふといわれても、不可能だと思ふので、今局長の言う一千億のうち、せめて二百八十億という地方公共団体の要求に對して、しからば昭和二十五年年度の港務の公共事業費は幾らになつておるのですか。

○後藤政府委員 今年度の港務の予算は四十三億であります。二百八十億という総体の数字を集計いたしました、それらを事業の繁閑、工事の軽重を査定いたしましたして四十三億、これは国費でやります。それ以外の地方の負担を入れますならば、公共事業費として約七十億ほどになると思ふのであります。従つて二百八十億というものに対して、本年度の事業は七十億ということになります。予算の請求の際は、いろいろと多く吹かせるような、従来のおもしろくない慣例もありますから、そういうふうなことになりますが、二百八十億全部のむりというところは必ずしも望ましいことではないと思ひます。

○林(百)委員 それからも一つ、さうすると中央への援助が二百八十億を要求され、そのうち満たされるのはわずか四十三億という話であります。この法案の通過によつて、地方公共団体の財政的負担になると思われるのはどのくらいですか。

○後藤政府委員 従来と大差ないと思ひます。今その数字をはつきり申し上げられませんが、工事の方だけは約七十億のうち、国費でやるのは四十三億といたしますれば、三十七億ほどの地

方負担になります。それ以外の経常費につきましては、従来地方がやつておつたのに、少しもふえることもなし、減ずることもなし、従来と同じだと思ひます。

○林(百)委員 そうすると、従来の費用ではどうして港灣の復旧ができないから、中央への補助金を仰いでおられるのでありますから、そのほか積極的な地方で港灣の修築のための財政的な余力が従来とかわりないということになれば、港灣に対する積極的な修築とか回復とかいうような費用は、どうなるのですか。

○後藤政府委員 その点はこの法案によりまして、従来みな各地の公共団体がおの／＼やつておりましたのを、はつきりと主人公をきめるということを規定したのであります。費用の点で国の補助いたしますものも従来通りでありますから、地方の工事に對する負担も、やはりその工事の繁閑、輕重によつて違ひはござりますが、従来通りであります。また運営、経営につきましても、はつきりさせるという点だけでありまして、経費においては、大した動きはないと思ひます。

○林(百)委員 そうすると結局港灣の修築だとか、そういう方面については従来通り、中央ができるだけのことを援助する。しかしその援助というものは、本年度は地方の要求が二百八十億だが、四十三億程度でもやむを得ないということであつて、この法案によつて地方公共団体が特に財政的な負担が増加する点はないというように解釈してよいですか。

○後藤政府委員 その通りであります。

○林(百)委員 その次にこの法案と、それから一応これは政府当局で考へておられたのが法案としてまた出て来たのです。自由地帯法というものを一時考へたことがある。この自由地帯法、あるいは自由地帯を日本の国に設けるということ、この港灣法との間に何らかの関連があるかないか、この点伺いたいと思ひます。

○後藤政府委員 自由地帯法もしくは自由港法という問題は、われ／＼としても日本の現状、ことに今後の産業の発達あるいは貿易の伸張という関係から考へると、ぜひ持たなければならぬと思つておりますが、この法案との直接の関連性はありません。自由港をつくり出すことについての地帯とか運用とかについては、やはりこの法案の基礎に基いて自由港法を考へることになりませうけれども、直接の關係はございませぬ。

○林(百)委員 そうすると、後藤局長あるいは政府当局としては、将来日本に自由地帯を設ける、あるいは自由地帯、自由港、いずれの構想になるか、いろいろの構想があるわけでありまして、これを設ける方がよろしいと考へるか、なお設けたいと思つてということに關連いたしませんか。

○後藤政府委員 私は自由港域なり、あるいは自由港法という制度は、日本に設けるべきだと思つております。あるいは自由港法という制度は、日本に設けるべきだと思つております。

○林(百)委員 今驚くべきことを聞いたわけでありまして、そこでその自由港あるいは自由地帯を将来設ける場合には、やはりこの港灣法による新しい港灣の行政構想、これを基礎にして、将来当然自由地帯なりあるいは自由港の構想に進んで行く一つの過程と考へていかうですか。

○後藤政府委員 この法案は自由港法なりあるいは自由港域法なりの基礎にはなりません。自由港法なり自由港域法なりを設けることを前提として、この法案をつくつたものではありません。

○林(百)委員 前提として考へないにしても、自由地帯を設ける、あるいは自由港を設けるといふ場合には、どういふように港灣行政に対する國家的の統制を切り離しては行かぬか、これが、これはやはりいわけです。だからあなたが何と考へておるか知らぬが實際は将来自由地帯あるいは自由港を設けるために、國家的の統制から港灣をばらばらに切り離して行くことの構想のもとに、これが行われておつたようにわれ／＼は考へるのですが、その点はどうですか。

○後藤政府委員 自由港の自由という言葉に非常にとらわれたように、私ただいまのお話では聞きませんが、自由港の自由という意味は、関稅法の解釋から離れるということ以外には、何の自由もないのであります。この組織は地方自治にまかすのだ。この法案の原則が港の管理を地方自治にまかすのだということ、自由港を設けるということには、思想的には何の関連もございませぬ。むしろ自由港につきましても、國家統制が強くなるのじやないかと思ひます。

○林(百)委員 後藤局長と私の考へはまったく見解の相違でありまして、むしろ自由地帯にするためには、國家的の統制から切り離して、その港灣に對していろいろの意思が國家を通ずるのではなくして、直接その切り離された管理主体に意思表示ができる。その意思表示をするためには、自分の意思を簡單に入れるためには、國家の統制というふうなものから切り離してしまつた方が、いろいろの意見が簡單に入りやすいから、むしろこれを國家的な行政の機関から切り離して行くということが考へられる。この点は後藤局長と私の考へが全然違つておられます。それからもう一つお聞きしたいのは、将来日本の国に道州制を設けるということが考へられておる。これはアメリカ的な考へでありまして、日本の國を八つか九つの道州というようにわけてしまつて、これをそれ／＼相當の獨立的な色彩が強い行政地帯にする。いわゆる連邦的な構想を日本の國は持つておるよう考へておるのであります。この道州制とこの港灣の關係について、政府では考へたことがあるのか。あるいは示唆を受けたことがあるのか。聞あるいは全然そんなことは初めていたのか。この点をお聞きしたい。

○後藤政府委員 道州制というものは、わさを聞いております。道州制の法案もまだ出しておりませぬし、また道州制を前提としてこの法案を考へたことは絶対にございませぬし、またそれについての示唆を受けたこともございませぬ。われ／＼といひましたも現にまだ何もありません。あるいはまだ法案の提出されておらない道州制を前提としてものを考へるわけに行きませぬので、全然關係がないと斷言できます。

○林(百)委員 私の質疑はこれで終るのであります。結局われ／＼の心配することは、むしろ國家的の立場から十分港灣行政というものは、國家が責任を持つて強力にこれを把握し、援助をすべきことが當然の考へだと思ひますが、これを地方自治体ばら／＼に切り離してまかせるといふことは、將來日本の國が植民地化の方向に行く、いわゆる自由地帯だとか、自由港だとか、あるいは道州制だとか、どういふものとは、一連の關係のもとにこの法案ができたのであつて、決して日本政府の最少の必要と創意からなされたのではないということの、非常な強い危懼の念を私は持つておるのであります。その点について私と後藤局長との見解は違つておられますが、おそれららの心配が正しかつたかということ、これは將來の事實によつて示されたいと思ひますが、なお政府当局としてもこの法案について十分、將來日本の國がいわゆる道州制をとる、あるいは自由地帯を設けるを得なくなるような動向と、一連の關係があるかないかということ、十分に検討されることを私は希望しまして、私の質問を終りたいと思ひます。

○後藤政府委員 閣下質問であります。昨日も後藤局長にお尋ねしたので、第五十八條の第三項に關連するところになるのですが、港灣に關係のある地方公共団体が従来出資しておる財産、あるいは現在持つておる港灣施設、あるいはいつたものの管理者、すなわちポート・オーナーができた場合の港灣管理者に、これを譲渡する場合の手続についてであります。この点明確に私も質問してなかつたのです。第五十八條の第三項において「地方自治法第二百三十三條第二項の規定は、地方公共団体が、港灣管理者に港

任を持つて強力にこれを把握し、援助をすべきことが當然の考へだと思ひますが、これを地方自治体ばら／＼に切り離してまかせるといふことは、將來日本の國が植民地化の方向に行く、いわゆる自由地帯だとか、自由港だとか、あるいは道州制だとか、どういふものとは、一連の關係のもとにこの法案ができたのであつて、決して日本政府の最少の必要と創意からなされたのではないということの、非常な強い危懼の念を私は持つておるのであります。その点について私と後藤局長との見解は違つておられますが、おそれららの心配が正しかつたかということ、これは將來の事實によつて示されたいと思ひますが、なお政府当局としてもこの法案について十分、將來日本の國がいわゆる道州制をとる、あるいは自由地帯を設けるを得なくなるような動向と、一連の關係があるかないかということ、十分に検討されることを私は希望しまして、私の質問を終りたいと思ひます。

灣施設を譲渡し、貸し付け、又は管理を委託する場合には、適用しない。すなわち単に地方公共団体の議決機関がこれを決定したのみをもって足るのでなくして、その地方公共団体の居住民の意思表示が行われて、初めてこの財産の譲渡ができるのが、地方自治法の第二百三十三條第二項の規定であります。これを特にこの法案において必要と認めないという意味の規定がここにあり得るが、いわゆる、

ポート・オーソリティー、港務局というものは、公法人ではありませんけれども、同じく公法人である地方公共団体とは、性格において若干の食い違いがあるからといって、従つてその間に懸念があるからと、この法文をここに置いてあるようにごさいます。こういう規定があるというごさいます。結局譲渡する場合に非常な支障がそこについて来ると思ひます。精神においてはこの條文はこれを削除することに港務局長は何ら異議がない。私は字句及び手続の点についてお尋ねするのではなく、精神において必ずしもこれにはごさらない。この條文をとつてもよいという御方針であるかどうかをお尋ねいたします。

○後藤政府委員 本法に規定してありますところの港務局は、地方自治法によるところのいわゆる公共団体と考えられるのであります。第五條の、港務局は官利を目的とし、公法上の法人であるということ、第十條の法人税を課さないということ、また二十八條の港務局に対する出資者は、それを組織する地方公共団体以外の者であつてはならないという、これらの点を考えまして、自治法による公共団体と考えられ

ます。従つて地方公共団体の重要財産を譲渡する際の住民投票というものは、地方自治法によつてもその必要がないということになりますから、この第五十八條の第三項は、念のためにつけたという意味でありますから、これを削除いたしましたも、少しもさしつかえないわけであり得ます。ただ念のためにつけた点に御了解を願ひたいと思ひます。

○米澤委員 もう一点お尋ねしたいのは、昨日政府当局と関係地方の公共団体の代表者の諸君との懇談会の席上で、四條の予定港灣区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体のこの六字は、必ずしも地方公共団体のこの六字でなくて、これは市町村ということに改めることに對して、政府当局も御異議が御ありでないように聞いてお尋ねしますが、私はこの六字を三字に修正するという意味でお尋ねするのでなくして、精神的に市町村という意味にこれを置きかえてもよろしいお考えであるかどうかを、局長にお尋ねいたします。

○後藤政府委員 第四條のただいまお話の項に對する問題であります。この地方公共団体という言葉だけならば、なるほど都道府県市町村というものを、包括的に意味いたしました。けれどもこの「又は以下の項には、地先水面とする」という意味を限定されておりますから、市町村に重点を置く公共団体である、この解釈してしかるべきだと思ひます。従つて今後の場合に、これが市町村と文字をかえらるおつしやる場合につきましても、政府としては大した異議はないと思ひます。

○稲田委員長 これにて質疑は終局いたしました。これより討論に入ります。討論の通告があります。これを許します。尾崎末吉君。

○尾崎(末)委員 きわめて簡単に、自由党を代表いたしましたして、賛成の討論をいたします。この法律は、昨日私が総括質問におきまして申し上げましたように、港灣管理者の設立による港灣の開発、利用及び管理の方法を定めることを目的とする法律であります。提案理由に政府から御説明になりましたように、最大の地方自治権を与え、最も適合する形態の港灣管理者を設立する権能は、地方公共団体に与えらるべきものであります。従つてこの建前から政府の監督規制は、國家的利益を確保するための必要最小限度にとどめるのであります。しかしながら港灣の開発責任を地方に移すことが、地方財政の不当な圧迫にならぬように、國の助成策を十分に講ずるのだ。すなわち権限は地方公共団体が持つ。國は港灣の開発のために助成の積極的立場をとることと、國家的利益を確保するための若干の監督規制をするというのが、この法律の目的なのでありますから、この法律の根本は、まことにりつばな法律案であるといふことを言えるのであります。ただ各條章にわたりましたは、多くの批評もあり、各字句その他について修正すべきものも、相当にあるように見受けるのであります。考えますに、この問題が起ります。従つて、一年半以上の歳月を積みまして参つたのであります。従ひましてわれ

われ國會議員におきましても、林君などとともに、同様にこれを相當に研究もいたし、論議もいたし、地方各方面からの陳情や意見等も聞きまして、相當にこの法律については、努力を傾注して参つたのであります。ただ法律案となつて審議いたします期間は、わずかなものであつたのであります。この最後の案がまとまりますには、関係方面とも四回にわたる長い折衝をいたしましたのであります。従ひまして、その一つは、いわゆる公職会にかつたのであります。従ひまして、かような法律でありますから、これはすみやかにこれを通過成立せしめまして、法律の目的に沿うところの組織並びに運営を公共団体になさしめる。政府はこれに對して最大の助成をなす。こういうところにお進めを願ひたいと思ひます。なお来るべき国会等におきまして修正すべき点等がありましたら、これらの点については十分に検討を加えたい。こういうように申しまして、賛成の討論にいたします。

○林(百)委員 私は簡単に反対の討論をしたいと思ひますが、大体この法案の主たる内容は、港灣の管理、運営に關して、最大限に地方に自治権を与える。地方公共団体、または港務局をして、一元的に行政せしむるといふのが、大体法案の骨子だと思ひます。従ひまして、この法案の表面はこうなつてお尋ねしますが、實際は地方の自治とい

う民主的なカモフラージュのもとに、機構は委員会制度を設けておりますけれども、この委員会を通じて、時の政府、あるいは政府以外のいろいろな発言権が簡単に入りやすいような形に、むしろ切りかえられておる。もし一元的國家的な強力な統制があるならば、やはり国会にかけるとか、あるいは國家的な問題として検討されるにもかかわらず、これが地方団体にまかされるということになれば、いろいろの意思が簡単に入りやすい。要するに地方自治だとか、委員会だとかいうカモフラージュのもとに、將來いろいろの意思が日本の港灣に對して簡単に入りやすい形になつて行くのじやないかというところを、われわれは心配しておるのであります。思慮であれば幸いであり得ますが、日本の港灣が軍事的な、植民地的な目的に供されようという場合に、非常に簡単に向うの意向が入りやすいような形になる。これは決して思慮でないと思ひます。これは追浜を見ても、あるいは横須賀を見ても、横浜を見ても、どこの國の船が一番あるか、どこの國の船が煙を出し、どこの國の船が錨船しておるかということを見ればわかる。あそこの家屋がどこに使われておるといふことを見れば、そんなことはよくつづの外だと思ひます。これをもちつともらしく、いかにも日本の國のためだ、あるいは民主的だといふことが、この法案の表面の理由なのであるが、實際のねらいはむしろそこにあるといふことを言わざるを得ないのであります。これが反対の理由の第一であります。

第二は、この法案によつて重要な港灣は整備される。しかし地方の港灣は

まつたく荒廢のまま放置される。現に日本の港灣の種類を見ますと、大体重要港灣は、第一種港灣が六、第二種が三十七、地方港灣が二千四百八十九、圧倒的な多数を地方港灣に占められておるのであります。しかもこの地方港灣は、その地方の乏しい財政的な背後地しか持つていない港であります。これを乏しい地方財政しか持つていない地方の管理にまかせることになれば、もう日本の国の港の圧倒的な数を占めておる地方港灣が、荒廢に帰すべきことは明らかである。しかも昭和二十五年年度の港灣関係の公共事業費を見ましても、どの港に一番多く交付せられるかということ、横浜、神戸、門司、下関、若松、こういうような重要港灣ばかりであります。そのほかの地方港灣には、一つとして公共事業費すら、国家的な援助が与えられない。それを地方の乏しい財政にまかせられて、どうして地方港灣はやれるか。しかもこの地方港灣を通じて、日本の海運のすべてはほとんど機帆船でなされておる。この機帆船を中心としての地方港灣が、ほとんど港灣法によつて壊滅の状態に瀕するといふことが、この法案に対する第二の反対の理由であります。

第三の理由といはしましては、管理主体をめぐつて、各関係市町村、あるいは県の利害が対立し、あるいはいろいろの管理権をめぐつての対立が生じて来る。現に横浜、川崎、あるいは神奈川県、あるいは政府の海運局自体、こういうような関係が明確でないために、いろいろ対立が生じておるということ、かえつて港灣行政を非常に複雑化しておることは明らかである。そ

んなことを知らないならどうかしている。こういう形からいって、表面はもつともらしいりくつをつけておるが、実際はむしろ日本の港灣行政を混乱に陥れ、しかも将来において日本の国の港灣に対する植民地化の方向に行く危険が多分にあるという点から、私はこの法案については絶対に反対するものであります。

○稲田委員長 次は米窪満亮君。
○米窪委員 此の法案は一昨年くらいから廻上に上りまして、もみにもんでようやく一昨日上程された法案で、相当重要な法案だと思つて、それが国会における審議が、わずか衆議院において三日間という短日月の間に、われわれがこれに対する意見を述べるといふことは、まことにわれわれとして苦しい立場なんです。しかも一昨年この法案が廻上に上つたときには、私はいろいろつづを申し上げました。現実から申し上げて、各港灣において中央の各出先機関がある。たとえば大蔵省、運輸省、厚生省、農林省、労働省、それから建設省、こういうつた各省の出先機関があつて、窓口が幾つもある。関係業者は非常に迷惑しておる。この港灣法によつて港灣局がある。これはポート・オーソリティーができたときには、この不便が一掃されて、港灣行政が一元化されて行くといふ、非常な望みをわれわれは持つておつた。おそれるこの点がなかつたならば、この港灣法を設定する理由は一つもない。ところがこの港灣法の條文に、一つもこの点について触れていない。この港灣法はわれわれの当初の予期に全然相反したものであつて、まことに徹底不完全なものであるといふ

ことは、どうしてもいふことができないのであります。それで私は非常に失望を感じた。しかし一昨日各業者の参考人の諸君の意見をお聞きすると、ともかくもそういう欠点はあるけれども、港灣法をすみやかに国会を通過してもらいたいという、期せずして一致した要望であります。しかしこの港灣法の第四條以下は、港灣局を設置するといふ点においては第四條、第十二條、第十六條と十七條、すなわち経営委員会の資格の問題、それから第五十八條、その他整理の面におきまして、中央と地方との関係がきわめて不明瞭である。こういう点でいわゆる港灣局、すなわちポート・オーソリティーといふものを、ただちに日本において実行することは、今まで申し上げたいろいろな理由から見ても、はなはだ不徹底、不完全なるものになるという点において、私はこれに対して非常なる危惧と、そして失望を感じております。しかし昨日の業者と政府当局とわれわれとの懇談会においては、とりわけ第三十三條の方法によつて、すなわちポート・マネージングボードの形によつて発足して、残余の点、すなわち港灣局に関するこの法案の骨子である点は、来るべき臨時国会において相当の大修正をすることに、関係業者においても政府当局においても異議がない、一致した意見であるといふことがわかりましたから、これらの点を條件といたしました。私は不完全ながら、不本意ながら、この法案に賛成するものであります。

○稲田委員長 石野久男君。
○石野委員 私はこの法案に對して、條件付で賛成したいと思つて、

本法案は非常に余期の切迫した時期に、しかも歴大な内容を持つものを提出されておられて、ほとんど審議が十分に行われていないのは事実であります。しかもこの法案の目的とする港灣の開発、利用及び管理、運営等に関する事項は、いろいろと検討を加えなければならぬものがたくさんあるものであります。そのことは昨日等における委員会及び関係の諸君との懇談会においても、はつきりしておるところでございます。にもかかわらず私のこの法案に對して賛成する理由は、ただいまのこの法の目的に沿う港灣の開発、あるいは利用、管理等に關しまして、現在行われておるいろいろの操作と、この法案によつて不十分ではあつても切り開かれて行くといふ点のみにらみ合せにおいて、若干の進歩性を認めるからであります。問題は中央政府におきますところの一元的な行政に、われわれは全的に依存したいのであります。しかし実情から言いますと、それは非常に困難な面がある。むしろ各地域におけるこのポート・オーソリティー等における運営が、将来に一元的な港灣行政としてなされなければならぬといふことを考えつても、それができない現状におきまして、しかも今日この法案において規定されるような形のものができて行くならば、少くともその地域におけるこの港灣、特に地方港灣等におきます不備を是正する面が、下部から盛り上げる事態をつくつて来るのであろう、こういうふうには私は考えるのであります。このような観点から、私はこの法案に賛成するものであります。但しこの法案の

実施にあたりましては、すでに第四條及び第三十三條における各関係地域における競争等が、非常に大きな問題としてわれわれに懸念を残しております。この点は昨日各党の委員諸君が十分に政府にもただし、しかも大きな条件として、次の臨時国会においては、大修正するであらうといふことさえも言われておるのでございまして、このいふ観点から見まして私は、第四條及び第三十三條に關する政府当局の処置の問題、特に官側のこの法案に對する将来の地方公共団体に対する公的な圧迫等を、形式的になされないようにしていただきたいといふこの條件は、ぜひ今日この法案を通すにあつては、必要なものであると思つて、この法案は、従つて本法を通すにあつては、本委員会といたしまして、この第三十三條に對する関係地方団体の要望を、特に附帯條件として入れた上で成立せしむるようによつて要望したいのであります。この要望を條件といたしまして、私は本法に賛成するものであります。

○稲田委員長 これにて討論は終局いたしました。
引続きこれより港灣法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」
○稲田委員長 多数であります。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおお語りいたします。本案に對する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと思つて、御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○稲田委員長 御異議なしと認め、さ
ようとりはからいます。

○稲田委員長 これより先ほど留保い
たしました運輸省設置法及び日本国有
鉄道法の一部を改正する法律案を議題
といたし、質疑に入ります。

○關谷委員 この運輸省設置法及び日
本国有鉄道法の一部を改正する法律案
は、きわめて簡単であり、かつ明瞭で
ありますので、質疑、討論を省略し
て、採決せられんことを望みます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 御異議なければ、これ
よりただちに採決に入ります。

これより運輸省設置法及び日本国有
鉄道法の一部を改正する法律案につい
て採決いたします。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲田委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決すべきものと決しまし
た。

なおお語りいたしますが、本案に対
する委員会報告書の作成につきまして
は、委員長に御一任願いたいと思いま
すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 御異議なしと認め、さ
ようとりはからいます。

○稲田委員長 次に観光小委員長島山
君より委員会の報告をいたしたいとい
う申出がありますからこれを許しま
す。島山君。

○島山(鶴)委員 四月二十八日観光小
委員会を開き、ホテル整備法案の主務
大臣決定の件は、四月二十日次官会
議、同二十一日の閣議で、主務大臣は
運輸大臣と決定いたしましたので、こ

の際御報告を申し上げます。

次いで同委員会は観光業者の代表よ
り意見、希望等を聴取いたしました。五
時二十分散会いたしました。右御報
告いたします。

○稲田委員長 本件につき何か御意見
はありませんか。なければ島山君の
報告の通り了承いたしました。

暫時休憩をいたしまして、再開の場
合にはまた御連絡申し上げたいと思
います。

暫時休憩をいたします。

午前十一時五十一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

港灣法案(内閣提出)に関する報告書
運輸省設置法及び日本国有鉄道法の
一部を改正する法律案(内閣提出)に
関する報告書

〔報告により別冊附録に掲載〕